

事例番号:320051

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

2回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 2 日 - 切迫早産の診断で搬送元分娩機関に管理入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 30 週 4 日

時刻不明 陣痛開始

17:43 常位胎盤早期剥離疑い、切迫早産にて母体搬送により当該分娩機関  
に入院

妊娠 30 週 5 日

3:22- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 120 拍/分、基線細変動減少、60  
拍/分の遷延一過性徐脈出現

3:34 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎(Blanc 分類 Stage2 相  
当)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 5 日

(2) 出生時体重:1358g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.079、PCO<sub>2</sub> 56.7mmHg、PO<sub>2</sub> 14.8mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup>  
16.0mmol/L、BE -14.3mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分6点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後15日 頭部超音波断層法で脳室周囲高エコー域右Ⅱ°、左Ⅲ°の所見あり

生後22日 頭部超音波断層法で両側嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見あり

生後60日 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、研修医(産科)1名

看護スタッフ:助産師4名

### 〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名

看護スタッフ:助産師3名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。

(2) 分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、臍帯血流障害の可能性がある。

(3) 子宮内感染がPVL発症に関与した可能性がある。

(4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考えられる。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における外来の妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 29 週 2 日から妊娠 30 週 4 日、切迫早産入院中の管理(子宮収縮抑制薬の投与、血液検査の実施、適宜ノンストレス実施)は一般的である。また、妊娠 30 週 4 日に常位胎盤早期剥離を疑い母体搬送としたことは一般的である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関における妊娠 30 週 4 日、母体搬送による入院後の対応(子宮収縮抑制薬の投与、超音波断層法の実施、抗菌薬の投与、内診、血液検査)、およびその後の判断(早期剥離は否定的、子宮収縮は抑制困難)と対応(ダブルロットアップの方針、子宮収縮抑制薬の中止)はいずれも一般的である。
- (2) 分娩経過中の管理(分娩監視装置を装着し連続監視としたこと)は一般的である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

#### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および NICU の管理としたことはいずれも一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 搬送元分娩機関  
なし。
- (2) 当該分娩機関  
なし。

#### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 搬送元分娩機関  
なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に係ると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。